

地球環境パートナーシッププラザ運営費

平成29年度予算(案) 71百万円(72百万円)

★【目的】

様々な環境問題を解決し、持続可能な社会を実現するため、市民・NGO／NPO、企業、行政といった各社会主体が、考え方の違いを超え、それぞれの特性を活かしつつ相互に連携する対等・平等な関係(パートナーシップ・協働)による取組の推進を図る。

★【設立年月日】

平成8年(1996年)10月、東京・青山に「地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)／環境パートナーシップオフィス(EPO)」を開設

注)GEOC は、 Global Environment Outreach Centre の略
EPO は、 Environment Partnership Office の略

★【運営形態】

GEOCは環境省と国際連合大学との共同運営で、運営の基本方針については両者により組織される共同運営委員会により決定。

GEOC／EPOともに、環境パートナーシップの推進拠点であることから、運営には行政以外の社会主体(市民・NGO／NPO、企業)の参画を得ることとしており、実際に事業にあたるスタッフは、環境省(民間活動支援室)、国連大学、NPO等の混成チーム。

地方環境パートナーシップ推進事業

平成29年度予算(案)128百万円(128百万円)

背景・課題

・「環境教育等による環境保全活動の取組の促進に関する法律」(以下、環境教育等促進法)第19条に基づき、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等の取組を効果的に推進するための拠点として、平成16年度より全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィスを整備・運営。

施策

- ・北海道地方環境パートナーシップオフィス
- ・東北地方環境パートナーシップオフィス
- ・関東地方環境パートナーシップオフィス
- ・中部地方環境パートナーシップオフィス
- ・近畿地方環境パートナーシップオフィス
- ・中国地方環境パートナーシップオフィス
- ・四国地方環境パートナーシップオフィス
- ・九州地方環境パートナーシップオフィス

拠点機能の充実・強化により

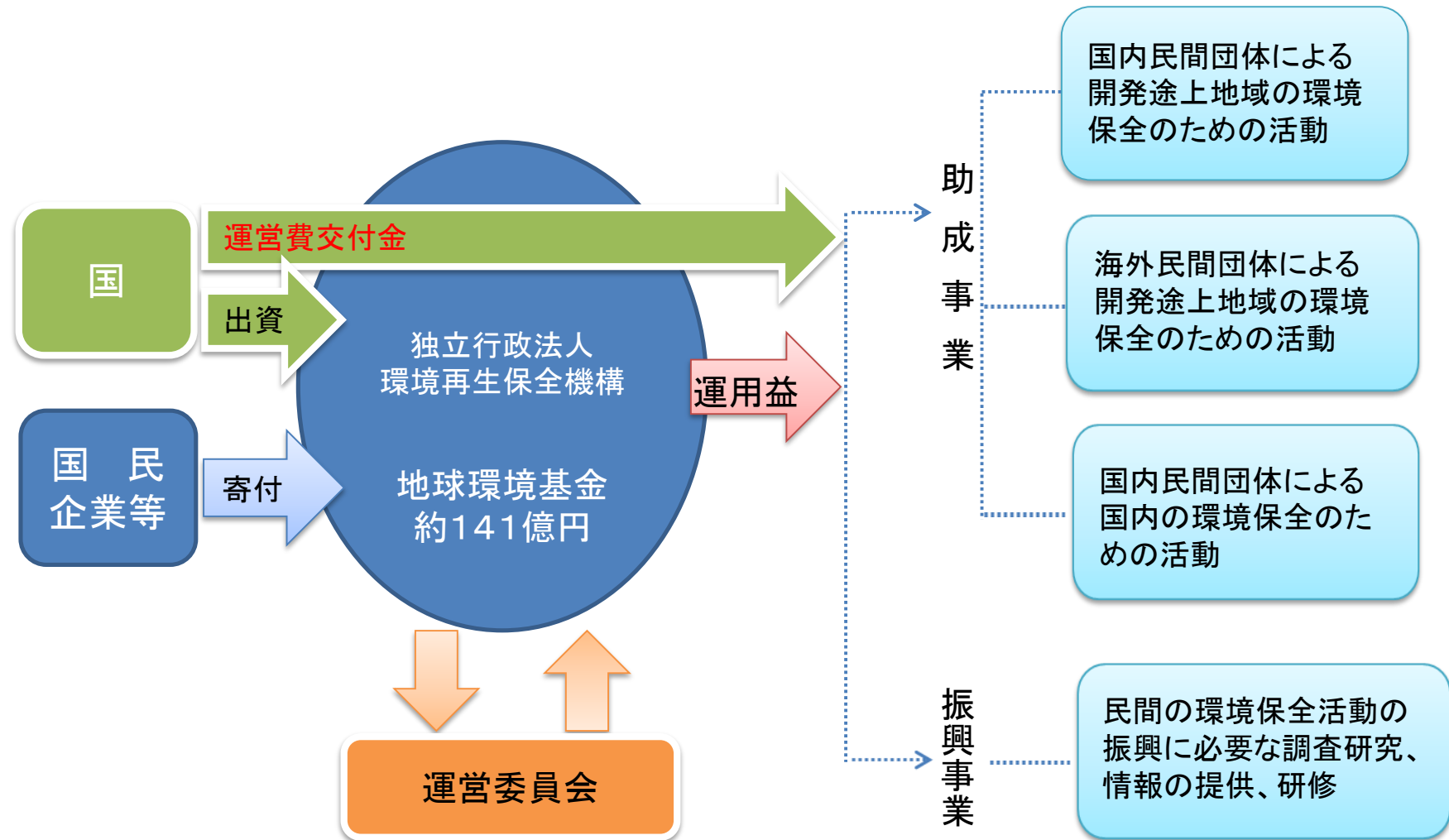
- ・行政、企業、NPO等などの民間団体等とのネットワークによる情報収集や情報発信
- ・交流の機会の提供・活用によるネットワークの深化や拡大
- ・プロセスマネージャーの配置による協働取組に関する相談対応やコーディネート等の支援等 を実施

効果

- ・環境教育等促進法第19条第1項第1号から4号に明記された拠点が果たす機能の着実な実施が図られるほか、同第21条の4に基づく協働取組に係る手続の円滑な実施が図られる。
- ・地域における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組等の効果的な推進が全国的に図られる。

地球環境基金の仕組み

平成29年度予算(案) 841百万円の内数





地域の多様な主体による自発的な活動が展開されることにより、国土全体の生物多様性を保全

これまでの支援内容

希少野生動植物種の保存

種の保存法に基づく、絶滅のおそれのある野生動植物の保護対策

※2020年までに新たに約300種の国内希少野生動植物種を指定予定。



外来生物対策

外来生物法に基づく特定外来生物の対策

※全国において特定外来生物が蔓延。交雑種などを新たに追加されている



重要地域の保全・再生

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護法など法律等で指定された保護地域における保全再生



現在の支援の課題

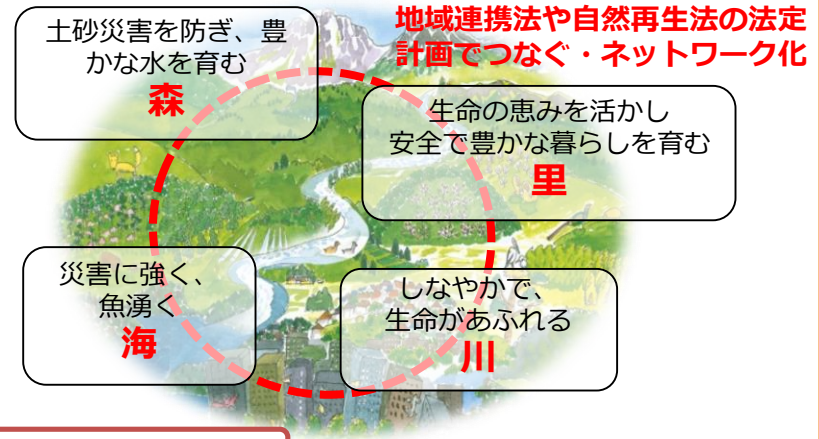
国内希少種・特定外来生物・国立公園等特定のものに限られ、**非常に限定的**。また、個々の取組支援であり、“点”の取組。

追加

支援対象事業の**拡充**

生態系ネットワークの構築

国のイニシアティブのもと、流域単位や広域連携等による森里川海の保全、自然再生、生態系ネットワークの構築に向けた地域の取組を支援する



追加する支援メニュー

- 森里川海のつながり確保や生態系ネットワークの構築を目的とした**生物多様性地域連携促進法**及び**自然再生法**に基づく計画の策定
- 上記の計画に基づく取組

事業内容

生物多様性保全推進支援事業（交付金：国費1/2以内）

地域生物多様性協議会

地方公共団体の他、地域住民、土地所有者、NPO法人、民間企業等で構成される

地域における生物多様性の保全・再生に資する先進的・効果的活動（下記①～④のいずれか1つ以上に該当するもの）

- ①国内希少野生動植物種等対策
- ②特定外来生物防除対策
- ③生物多様性保護地域保全再生
- ④流域単位や広域連携等による森里川海の保全再生、生態系ネットワークの構築(追加)



交付金



エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

背景・目的

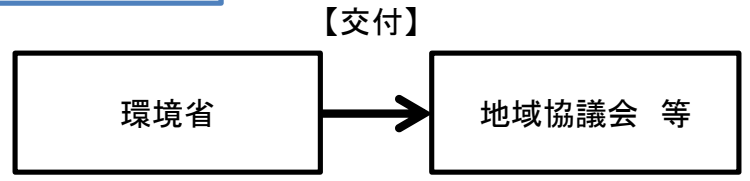
国立公園等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム(ジオツーリズムを含む。以下同じ。)の活動を支援する。

事業概要

○エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)
エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。

事業目的・概要等

事業スキーム



期待される効果

自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場として自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりや地域活性化が推進されることにつながる。

イメージ

課題

地域の自然観光資源の発掘・磨き上げが不十分

魅力的なエコツアー等の不足

ガイド等、担い手の確保と育成が不十分

エコツーリズム地域活性化支援事業 (交付金)

【交付対象】

- ・エコツーリズムに取り組む地域協議会等
- ・地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)

【交付率等】

地域協議会等に対しエコツーリズム推進全体構想の作成やプログラムづくり等に要する経費の2分の1を交付

【主な交付対象事業】



プログラムづくり



ガイド等の能力向上



エコツーリズム推進全体構想の作成など

エコツーリズムの推進による地域の活性化に寄与